

三番瀬環境学習推進業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年度

令和8年4月28日

浦安市 環境部環境保全課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市における市民の三番瀬の自然環境に対する理解促進を図るため、三番瀬環境学習推進業務委託(以下「業務」という。)の受託予定者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

三番瀬環境学習推進業務委託

(2) 業務概要

「三番瀬環境学習推進業務内容書(以下、「内容書」という。)」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

(4) 委託上限額(予定)

57,588,000 円(消費税及び地方消費税を除く)

年度別予算限度額(予定)	令和8年度	11,964,000 円
	令和9年度	18,881,000 円
	令和10年度	19,980,000 円
	令和11年度	6,763,000 円

(5) 履行場所

浦安市日の出 7-9-1

(6)事務局

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市環境部環境保全課

TEL:047-352-6482(直通)

FAX:047-381-7221

Email:kankyuhozen@city.urayasu.lg.jp

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していないこと。
- ② 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。
- ③ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年7月 27 日制定)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 応募締切日前、2年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していないこと。
- ⑤ 破産法(平成16 年法律第75 号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14 年法律第154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- ⑦ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 支払金額は前項(4)で予定した各年度における限度額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要綱の公表	令和8年4月 28 日(火)
質問の締切	令和8年5月 13 日(水)正午
質問への回答	令和8年5月 20 日(水)
応募受付開始(応募書類の受付開始)	令和8年5月 21 日(木)
応募締切(応募書類の提出期限) (第1次審査)	令和8年5月 28 日(木)午後5時
第1次審査結果の通知	令和8年6月4日(木)予定
提案書の提出期限	令和8年6月 11 日(木)午後5時
ヒアリングの実施 (第2次審査)	令和8年6月中旬予定
選定結果の公表	令和8年6月下旬予定
契約協議・契約の締結	令和8年7月中旬予定

5. 応募手続

(1) 募集の実施

浦安市ホームページに募集要綱を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は、令和8年4月 28 日(火)から5月 28 日(木)午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

・応募に際して質問がある者は、質問書(様式 1)に必要事項を記入して、事務局のメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、事務局に電話にて到着確認を行うものとする。

・質問の受付期間は、令和8年4月 28 日(火)から5月 13 日(水)正午までとする。

・質問に対する回答は、令和8年5月 20 日(水)から浦安市ホームページにて公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

①受付期間 令和8年5月 21 日(木)から5月 28 日(木)(土日祝日を除く)

②受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

③提出先 浦安市環境部環境保全課

④提出方法 浦安市ホームページから様式を入手し、書類を整え、事務局に直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

⑤提出書類 別表1のとおりとする。

⑥提出部数 原本1部、コピー8部

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 提案の審査

(1) 浦安市三番瀬環境学習推進業務受託者選定委員会

受託予定者の選定は、別に定める「浦安市三番瀬環境学習推進業務受託者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行う。選定委員会は次の6名で構成する。

委員長 環境部長

副委員長 環境部次長

委員 環境保全課長

委員 教育委員会指導課長

委員 教育委員会郷土博物館長

外部委員

(2) 第1次審査

選定委員会は、提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者(5者以上)を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表3「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(3) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

- ①受付期間 令和8年6月4日(木)から6月11日(木)まで(土日祝日を除く)
- ②受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- ③提出先 浦安市環境部環境保全課
- ④提出方法 浦安市ホームページから様式を入手し、書類を整え、事務局に直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。
- ⑤提出書類 別表2のとおりとする。
- ⑥提出部数 原本1部、コピー8部

(4) 第2次審査

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表4「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(70%以上を獲得した者に限る)を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、技術提案の点数が最も高い応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得し、かつ技術提案の点数が最も高い応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

受託予定者に選定後、参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった等の場合は、業務の受託予定者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(5) ヒアリングの実施

①実施日時等

令和8年6月中旬に実施予定。なお、時間及び場所については、改めて第1次審査に合格した応募者に通知する。

②出席者

責任者及び主担当者(業務の中心的役割を担う配置予定者)を含めて4名以内とする。

③ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 20 分以内(プロジェクターの使用も可)とし、質疑応答 15 分程度の 35 分程度を予定する。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

(6) 選定結果の通知公表

- ・第1次審査の結果については、応募者に E メールで通知する。
- ・第2次審査の結果については、第2次審査対象者に E メールで通知するとともに、業務の受託予定者を浦安市ホームページで公表する。なお、受託予定者以外の提案書は、希望者には選定結果通知後に返却する。
- ・審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ・応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(7) 契約協議及び契約

- ・市は、第2次審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。
- ・前項において、協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

7. 提出書類の取り扱い

- ① 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし受託予定者の選定後において、受託予定者の提出した書類について開示請求があった時は、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- ② 受託予定者にならなかった応募者の提出書類は、受託予定者の選定後、本市が速やかに返却するものとする。

別表1

応募書類の内容

大項目	項目	内容説明	様式等
参加申込書		様式に従って記載してください。	様式 2
応募書類表紙		様式に従って記載してください。	様式 3
応募者の概要及び実績	①応募者(会社)の概要	会社概要をご用意ください。あわせて貴社の技術者数及び資格者等について記載してください。	自由 A4 2枚以内
	②応募者(会社)の業務実績一覧	本業務に類似した貴社の業務実績について様式に従って記載してください。	様式 4
業務体制及び主担当者実績	①業務体制	受託した場合の業務体制(支援体制、責任者・主担当者・補助スタッフの氏名、各々の業務範囲等)を様式に従って具体的に記載してください。	様式 5-1
	②主担当者の主要業務実績	様式に従って記載してください。	様式 5-2
基本姿勢書		本件業務実施に際しての基本的な取り組み姿勢及び方針を記載してください。	自由 A4 1枚
直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書		直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書を提出してください。	各1枚

別表2

提案書の内容

大項目	項目	内容説明	様式等
提案内容	①基本的視点	内容書に基づき、三番瀬環境観察館等における環境学習を推進するための基本的視点を提案してください。	自由 A4 1枚以内
	②環境学習講座(団体受け入れ等を含む)の企画・実施に関する提案	環境学習講座(団体受け入れ等を含む)の企画・実施にあたっての考え方・手法について、具体的に提案してください。	自由 A4 2枚以内
	③来館者・市民への周知啓発に関する提案	来館者・市民に対し、三番瀬の自然環境等を周知啓発するにあたっての考え方・手法について、具体的に提案してください。	自由 A4 1枚以内
	④市民団体等との協力体制に関する提案	ビオトープの維持管理等を行っている市民団体やボランティア活動を行っている市民との協力体制における考え方や手法について、具体的に提案してください。	自由 A4 1枚以内
業務工程書		内容書記載の業務項目に従って、業務スケジュールを提示してください。	自由
見積書		令和8年度から 11 年度までの総額と内訳を見積書に記載してください。	自由

別表3

第1次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。特に環境学習の企画・実施に係る実績を評価する。	15点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に、支援体制、責任者、主担当者(業務の中心的役割を担う担当者)、補助スタッフ等の人数、役割分担等の具体的内容を評価する。	10点
主担当者の実績	主担当者の実績を評価する。特に、環境学習の企画・実施に係る実績を評価する。	10点
取り組みの姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。また、応募者の事業活動上における環境配慮活動(EMS など)を評価する。	15点
合 計		50点

別表4

第2次審査の評価基準

評価項目		判断基準	配点
技術力と実施体制	業務の中心的役割を担う担当者 専門技術力の確認	実績として挙げた業務に中心的・主体的に参画したかなど、技術力について、次の5段階で評価する。 ①高い (10) ②やや高い (8) ③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	10点
	取り組み意欲	企画提案に関する補足説明が明確であり、業務に対する取り組み意欲が感じられるかについて、次の5段階で評価する。 ①高い (10) ②やや高い (8) ③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	10点
	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快かつ迅速かなど、コミュニケーション能力について、次の5段階で評価する ①高い (10) ②やや高い (8) ③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	5点
	実施体制	組織としての実施体制について、次の3段階で評価する。 ①高い (5) ②普通(3) ③低い(0)	5点
	基本的視点	内容書に基づき、三番瀬環境観察館等において環境学習を推進するための基本的視点について、次の5段階で評価する。 ①高い (10) ②やや高い (8)	10点

		③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	
技 術 提 案	環境学習講座(団体受け入れ等を含む)の企画・実施に関する提案	環境学習講座(団体受け入れ等を含む)の企画・実施にあたっての考え方・手法について、次の5段階で評価する。 ①高い (20) ②やや高い (15) ③普通 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	20 点
	来館者・市民への周知啓発に関する提案	来館者・市民に対し、三番瀬の自然環境等を周知啓発するにあたっての考え方・手法について、次の5段階で評価する。 ①高い (20) ②やや高い (15) ③普通 (10) ④やや低い (5) ⑤低い (0)	15 点
	市民団体等との協力体制に関する提案	ビオトープの維持管理等を行っている市民団体等との協力体制における考え方や手法について、次の5段階で評価する。 ①高い (10) ②やや高い (8) ③普通 (5) ④やや低い (3) ⑤低い (0)	15 点
	地域特性	提案全体を通じて本市の地域特性に沿っているかについて、次の3段階で評価する。 ①高い (5) ③普通(3) ③低い(0)	5 点
	金額	令和8年度から令和 11 年度の各見積書の合計金額について、相対的に評価する。(各年度の委託上限額を上回る金額の提案があった場合は、失格とする。) 評価は以下の計算式で配点を行う。 (応募者のうち、最も安価な金額)/(応募者の金額)×配点(5) ※小数点第1位を四捨五入	5 点
合 計			100 点

三番瀬環境学習推進業務内容書

1. 環境学習講座の企画・実施

市民向けに、三番瀬の生態系その他自然環境に関する環境学習講座の企画及び運営を行う。なお、各講座の内容においては、発注者と協議の上、決定すること。

【実施予定回数】

令和8年度:20 回程度
令和9年度:40 回程度
令和10年度:48 回程度
令和11年度:15 回程度

2. 市内公共施設等との連携事業の企画・実施

浦安市郷土博物館等、市内公共施設などと連携し、三番瀬の生態系その他自然環境に関する環境学習事業の企画及び運営を行う。なお、各講座の内容においては、発注者と協議の上、決定すること。

【実施予定回数】

令和8年度:5回程度
令和9年度:8回程度
令和10年度:9回程度
令和11年度:3回程度

3. 環境における普及啓発イベントへの協力(年1回程度)

三番瀬環境観察館等の施設の利活用及びゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発等を行う本市主催のイベントに協力し、三番瀬の生態系その他自然環境に関する事業の企画及び運営を行う。

4. 市内小中学校等の教育機関の受け入れ

市内小中学校や保育園向けに、三番瀬の生態系その他の自然環境に関する環境学習講座の企画及び運営を行う。企画及び運営にあたっては必要に応じて、各学校等と協議を行うこと。

【実施想定回数】

令和8年度:22 回程度
令和9年度:38 回程度
令和10年度:43 回程度
令和11年度:14 回程度

5. 市内団体等の受け入れ

市内自治会や子ども会等向けに、三番瀬の生態系その他の自然環境に関する環境学習講座の企画及び運営を行う。企画及び運営にあたっては必要に応じて、各団体と協議を行うこと。

【実施想定回数】

令和8年度:7回程度

令和9年度:12回程度

令和10年度:14回程度

令和11年度:5回程度

6. 市民団体等のボランティアとの連携

三番瀬環境観察館横のビオトープを維持管理する市民団体と協力体制を築き、必要に応じた支援を行う。また、三番瀬の生態系その他自然環境に関する環境学習を行いながら、三番瀬環境観察館等の施設運営の補助をボランティア活動として行う事業の企画及び運営を行う。

7. 来館者への解説

来館者に対し、三番瀬の生態系その他の自然環境に関する解説を行うとともに、必要な資料を作成すること。

8. 市民への周知・啓発

市民に対して、環境学習講座や三番瀬の自然環境等についての周知・啓発を行う。周知・啓発にあたっては、本観察館のホームページを立ち上げて行うこと。なお、講座参加希望者の応募受付フォームをホームページ内に作成すること。

また、SNSにより、三番瀬環境観察館周辺の自然環境等情報を発信し、観察館利用者の増加に努めること。

9. 電話・窓口対応

市民・団体からの環境学習に関する電話・窓口の問い合わせ、相談等に対応する。

10. 生物調査

生物調査は、三番瀬環境観察館周辺の生物について、干潟を中心に年22回以上調査すること。

11. 打合せ

毎月一回(原則として月初)定例打合せを三番瀬環境観察館で実施する。なお、発注者の都合により、オンライン会議とする場合がある。

12. 創造提案業務

業務全体をより有効にするための創造的な取り組みを行う。

13. 出勤日数

勤務は、日曜・祝日を原則として以下の人日を下回らないものとする。人日には、ホームページ・SNS運営、イベントカレンダー作成、生物調査及び定例打合せを含む。

【出勤人日】

令和8年度:180 人日
令和9年度:250 人日
令和10年度:266 人日
令和11年度:88 人日

14. 報告

本業務の報告は以下のとおりとする。

- (1) 月間報告書(一部カラー、A4版)各月1部
当該月の業務終了後、速やかに発注者へ提出すること。
- (2) 業務委託報告書(一部カラー、A4版)1部
毎年度終了後、速やかに発注者へ提出すること。

15. 再委託の禁止

本業務において、再委託は一切禁止する。

16. 中間払

中間支払は、年1回とする。